

岩手県県税条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和3年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第59号

岩手県県税条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岩手県収入証紙条例の一部改正)

第1条 岩手県収入証紙条例(昭和39年岩手県条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後											
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>2 条例により徴収するもの</td></tr><tr><td>(1)~(4) [略]</td></tr><tr><td><u>(5) 岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)による納税証明書</u> <u>の交付及び免税軽油使用者証の交付、再交付又は書換えに係る手数料</u></td></tr><tr><td>(6)~(40) [略]</td></tr></table>	[略]	2 条例により徴収するもの	(1)~(4) [略]	<u>(5) 岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)による納税証明書</u> <u>の交付及び免税軽油使用者証の交付、再交付又は書換えに係る手数料</u>	(6)~(40) [略]	<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>2 条例により徴収するもの</td></tr><tr><td>(1)~(4) [略]</td></tr><tr><td><u>(5) 削除</u></td></tr><tr><td>(6)~(40) [略]</td></tr><tr><td><u>(41) 岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)による納税証明書</u> <u>の交付及び免税軽油使用者証の交付、再交付又は書換えに係る手数料</u></td></tr></table>	[略]	2 条例により徴収するもの	(1)~(4) [略]	<u>(5) 削除</u>	(6)~(40) [略]	<u>(41) 岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)による納税証明書</u> <u>の交付及び免税軽油使用者証の交付、再交付又は書換えに係る手数料</u>
[略]												
2 条例により徴収するもの												
(1)~(4) [略]												
<u>(5) 岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)による納税証明書</u> <u>の交付及び免税軽油使用者証の交付、再交付又は書換えに係る手数料</u>												
(6)~(40) [略]												
[略]												
2 条例により徴収するもの												
(1)~(4) [略]												
<u>(5) 削除</u>												
(6)~(40) [略]												
<u>(41) 岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)による納税証明書</u> <u>の交付及び免税軽油使用者証の交付、再交付又は書換えに係る手数料</u>												
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(県立都市公園条例の一部改正)</p>												

第2条 県立都市公園条例(昭和41年岩手県条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>別表第3(第12条、第23条関係)</p> <table><tr><td>1 [略]</td></tr><tr><td>2 岩手県立花巻広域公園</td></tr></table>	1 [略]	2 岩手県立花巻広域公園	<p>別表第3(第12条、第23条関係)</p> <table><tr><td>1 [略]</td></tr><tr><td>2 岩手県立花巻広域公園</td></tr></table>	1 [略]	2 岩手県立花巻広域公園
1 [略]					
2 岩手県立花巻広域公園					
1 [略]					
2 岩手県立花巻広域公園					

- (1) [略]
- (2) ゴルフ場

[略]

備考1・2 [略]

3 通常使用（一般の場合又は学生における10ホール以上の使用の場合に限る。）又は特例使用（5月1日から10月31日までの期間における10ホール以上の使用の場合に限る。）の場合において、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第72条第1項第3号に掲げる利用に該当するときの施設の使用料は、土曜日及び休日にあつては3,800円、その他の日にあつては2,700円とする。

4 [略]

3 [略]

- (1) [略]
- (2) ゴルフ場

[略]

備考1・2 [略]

3 通常使用（一般の場合又は学生における10ホール以上の使用の場合に限る。）又は特例使用（5月1日から10月31日までの期間における10ホール以上の使用の場合に限る。）の場合において、岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第71条第1項第3号に掲げる利用に該当するときの施設の使用料は、土曜日及び休日にあつては3,800円、その他の日にあつては2,700円とする。

4 [略]

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第3条 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（平成14年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（課税免除の申請手続）</p> <p>第6条 第2条から前条までの規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、法人県民税均等割の場合にあつては県民税に関する申告期限までに、不動産取得税の場合にあつては当該不動産の取得の日から60日以内に、環境性能割の場合にあつては<u>岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第106条</u>の規定による申告をした日から15日以内に、種別割のうち、普通徴収の方法によって徴収されるものの場合にあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は<u>同条例第107条の12</u>の方法によって徴収されるものの場合にあつては<u>同条例第107条の13</u>の規定による申</p>	<p>（課税免除の申請手続）</p> <p>第6条 第2条から前条までの規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、法人県民税均等割の場合にあつては県民税に関する申告期限までに、不動産取得税の場合にあつては当該不動産の取得の日から60日以内に、環境性能割の場合にあつては<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第160条</u>の規定による申告をした日から15日以内に、種別割のうち、普通徴収の方法によって徴収されるものの場合にあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は<u>岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第104条</u>の方法によって徴収されるものの場合にあつては<u>同法第</u></p>

告をした日から15日以内にその課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

117条の13の規定による申告をした日から15日以内にその課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第4条 住民基本台帳法施行条例（平成14年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2（第5条関係） (1)～(18) [略] <u>(19) 岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）による県税の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</u> (20)～(28) [略] <u>(29)</u> [略] <u>(30)</u> [略] <u>(31)</u> [略] <u>(32)</u> [略]	別表第2（第5条関係） (1)～(18) [略] <u>(19) 削除</u> (20)～(28) [略] <u>(29) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）による県税の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>(30)</u> [略] <u>(31)</u> [略] <u>(32)</u> [略] <u>(33)</u> [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（いわての森林づくり県民税条例の一部改正）

第5条 いわての森林づくり県民税条例（平成17年岩手県条例第79号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（いわての森林づくり県民税）	（いわての森林づくり県民税）

第1条 県は、水源のかん養、県土の保全等の森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮のために実施する森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てるため、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例としていわての森林づくり県民税を課する。

（個人の均等割の税率の特例）

第2条 平成18年度から令和7年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、県税条例第32条の規定にかかわらず、同条に定める額にいわての森林づくり県民税額として1,000円を加算した額とする。

（法人の均等割の税率の特例）

第3条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第38条第1項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の右欄に定める額に、いわての森林づくり県民税額として当該同欄に定める額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第38条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「いわての森林づくり県民税条例（平成17年岩手県条例第79号）第3条第1項」とする。

附 則

（施行期日）

1 [略]

（個人の県民税の非課税の廃止に伴う経過措置）

2 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成17年岩手県条例第50号）の次の表の左欄に掲げる規定の適用がある場合における第2条の規定の適用については、同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1条 県は、水源のかん養、県土の保全等の森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮のために実施する森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てるため、岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例としていわての森林づくり県民税を課する。

（個人の均等割の税率の特例）

第2条 平成18年度から令和7年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、県税条例第30条の規定にかかわらず、同条に定める額にいわての森林づくり県民税額として1,000円を加算した額とする。

（法人の均等割の税率の特例）

第3条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第34条の規定にかかわらず、同条の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の右欄に定める額に、いわての森林づくり県民税額として当該同欄に定める額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

1 [略]

附則第2条 第2項	県税条例 第32条	岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成17年岩手県条例第50号）附則第2条第2項の規定により読み替えて適用される県税条例第32条（以下「 <u>読替え後の県税条例第32条</u> 」という。）
	同条	読替え後の県税条例第32条
	1,000円	300円
附則第2条 第4項	県税条例 第32条	岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成17年岩手県条例第50号）附則第2条第4項の規定により読み替えて適用される県税条例第32条（以下「 <u>読替え後の県税条例第32条</u> 」という。）
	同条	読替え後の県税条例第32条
	1,000円	600円

（個人の均等割の税率の特例）

3 県税条例附則第9条の2の規定の適用がある場合における第2条の規定の適用については、同条中「第32条」とあるのは、「附則第9条の2」とする。

（法人の均等割の税率の特例の適用除外）

4 第3条第1項の規定は、県税条例附則第20条第1項の規定の適用を受ける者については、適用しない。

2 県税条例附則第10条の規定の適用がある場合における第2条の規定の適用については、同条中「第30条」とあるのは、「附則第10条」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（特定区域における産業の活性化に関する条例の一部改正）

第6条 特定区域における産業の活性化に関する条例（平成18年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（個人の事業税の課税免除及び不均一課税）	（個人の事業税の課税免除及び不均一課税）
第5条 特例対象設備（生産設備に限る。次条第1項において同じ。）を取	第5条 特例対象設備（生産設備に限る。次条第1項において同じ。）を取

得した個人の当該特例対象設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年（以下この項において「課税免除期間」という。）の事業税の課税標準となるべき所得金額のうち、当該特例対象設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額（以下「対象所得」という。）に対する事業税については、課税を免除し、当該課税免除期間の翌年以後2年以内の各年の対象所得に対する事業税については、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号。以下「県税条例」という。）の事業税の税率に関する規定にかかわらず、当該規定による税率に2分の1を乗じて得た税率を適用する。

2 前項の規定による課税免除及び不均一課税は、県税条例第50条第1項の規定による申告書（県税条例第51条の規定に基づいて提出されたものとみなされる申告書を含む。）により申告された所得金額を基準として計算した対象所得を限度として適用する。

（法人の事業税の課税免除及び不均一課税）

第6条 [略]

2 前項の規定による課税免除及び不均一課税は、県税条例第47条第1項（第1号に係る部分に限る。）から第5項までの規定により提出する申告書により申告された所得金額、付加価値額及び資本金等の額又は収入金額を基準として計算した対象所得等を限度として適用する。

得した個人の当該特例対象設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年（以下この項において「課税免除期間」という。）の事業税の課税標準となるべき所得金額のうち、当該特例対象設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額（以下「対象所得」という。）に対する事業税については、課税を免除し、当該課税免除期間の翌年以後2年以内の各年の対象所得に対する事業税については、岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号。以下「県税条例」という。）の事業税の税率に関する規定にかかわらず、当該規定による税率に2分の1を乗じて得た税率を適用する。

2 前項の規定による課税免除及び不均一課税は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の55第1項の規定による申告書（法第72条の55の2の規定に基づいて提出されたものとみなされる申告書を含む。）により申告された所得金額を基準として計算した対象所得を限度として適用する。

（法人の事業税の課税免除及び不均一課税）

第6条 [略]

2 前項の規定による課税免除及び不均一課税は、法第72条の25第1項、同条第2項から第5項まで（これらの規定を法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）又は同条第1項の規定により提出する申告書により申告された所得金額、付加価値額及び資本金等の額又は収入金額を基準として計算した対象所得等を限度として適用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者に係る手数料の免除及び還付に関する条例の一部改正）

第7条 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者に係る手数料の免除及び還付に関する条例（平成23年岩手県条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（手数料の免除）	（手数料の免除）

<p>第2条 知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により著しい被害を受けたと認められる者（以下「被災者」という。）に対しては、次に掲げる条例に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）</u></p> <p>(4)～(20) [略]</p>	<p>第2条 知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により著しい被害を受けたと認められる者（以下「被災者」という。）に対しては、次に掲げる条例に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p>(4)～(20) [略]</p> <p><u>(21) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）</u></p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

(地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部改正)

第8条 地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（平成28年岩手県条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(県税の不均一課税)</p> <p>第3条 公示日から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて、特別償却設備（同条第1項第2号に掲げる事業に係るものに限る。以下この条において同じ。）を新設し、又は増設したものについて、次の各号に掲げる県税については、<u>岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）</u>。以下「県税条例」という。）の当該県税の税率に関する規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより不均一の課税をする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(県税の不均一課税)</p> <p>第3条 公示日から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて、特別償却設備（同条第1項第2号に掲げる事業に係るものに限る。以下この条において同じ。）を新設し、又は増設したものについて、次の各号に掲げる県税については、<u>岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）</u>。以下「県税条例」という。）の当該県税の税率に関する規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより不均一の課税をする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県県税条例の一部改正)

第9条 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第41条 医療法人又は医療施設（法第72条の23第2項の政令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（法第72条の5第1項第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。以下この項において「連合会」という。）で法人の事業税の納税義務があるものは、当該法人又は連合会の事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定により当該法人又は連合会の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額若しくは法第72条の18第1項第2号に規定する個別帰属益金額又は損金の額若しくは同号に規定する個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>第12条 施行日から令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第33条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p> <p>(中小法人等に対する法人税割の不均一課税)</p> <p>第13条 法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は法第24条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のもの（受託法人（法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。別表第1において同じ。）の受託者である法人（同項において法人とみなされるものを含む。）について、法第24条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する信託資産等が帰属する者として法第2章第1節の規定を適用する</p>	<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第41条 医療法人又は医療施設（法第72条の23第2項の政令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（法第72条の5第1項第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。以下この項において「連合会」という。）で法人の事業税の納税義務があるものは、当該法人又は連合会の事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定により当該法人又は連合会の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額又は損金の額をその他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>第12条 施行日から令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第33条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p> <p>(中小法人等に対する法人税割の不均一課税)</p> <p>第13条 法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は法第24条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のもの（受託法人（法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。別表第1において同じ。）の受託者である法人（同項において法人とみなされるものを含む。）について、法第24条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する信託資産等が帰属する者として法第2章第1節の規定を適用する場合における当該受託</p>

場合における当該受託者である法人をいう。)を除く。)に対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であることの判定は、法第52条第2項第1号から第3号までに掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日の現況によるものとする。

3 第1項の規定を適用する場合において、他の都道府県にわたって事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下であることの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

4 事業年度又は連結事業年度が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該事業年度又は当該連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

5 [略]

6 第1項の規定を適用する場合において、法人税法第71条第1項若しくは同法第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出すべき法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下であることの判定は、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度分又は前連結事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して得た額の12倍の額に相当する額によるものとする。

者である法人をいう。)を除く。)に対する各事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であることの判定は、法第52条第2項第1号及び第2号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日の現況によるものとする。

3 第1項の規定を適用する場合において、他の都道府県にわたって事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下であることの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

4 事業年度が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

5 [略]

6 第1項の規定を適用する場合において、法人税法第71条第1項若しくは同法第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出すべき法人の法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下であることの判定は、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の課税標準となる法人税額を前事業年度の月数で除して得た額の12倍の額に相当する額によるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第9条及び次項から附則第5項までの規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第9条の規定による改正後の岩手県県税条例（以下「新条例」という。）附則第12条及び第13条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下「旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人税割について適用する。

3 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人税割及び施行日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいい、連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人税割については、第9条の規定による改正前の岩手県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第12条及び第13条の規定は、なおその効力を有する。

4 新条例第41条の規定は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

5 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、旧条例第41条の規定は、なおその効力を有する。